

平成18年 5月26日

株主の皆さまへ

大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社 **ローソン**

代表取締役 新 浪 剛

第31回定時株主総会 決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第31回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第31期（平成17年3月1日から平成18年2月28日まで）営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びにその監査結果報告の件
 2. 第31期（平成17年3月1日から平成18年2月28日まで）貸借対照表、損益計算書及び定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件
- 本件は、1.及び2.の内容についてご報告申し上げます。

決 議 事 項

第1号議案 第31期利益処分案承認の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、利益配当金は1株当たり45円と決定いたしました。

これにより、通期の配当金は90円と、前期に比べ20円の増配となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本議案は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更後の定款は後記に添付のとおりでございます。

第3号議案 取締役9名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、取締役に新浪剛、田邊栄一、田坂広志、米澤禮子、増田宗昭、古川治次、垣内威彦の7名が再選され、新たに森山透、浅野学の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、監査役に新たに中野宗彦氏が選任され、就任いたしました。

第5号議案 当社の取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、ストックオプションとして当社の取締役に発行する新株予約権に関する報酬額を年額2億円以内とすることになりました。ストックオプションの年間発行上限は、株式報酬型が270個、通常型が500個となります。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本議案は、原案のとおり承認可決され、退任監査役1名に対し、2千3百万円の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、退任監査役に対する具体的金額、贈呈の時期、方法などは、監査役の協議に一任されました。

以 上

変更後の定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社ローソンと称する。また英文では、LAWSON, INC.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食料品、日用雑貨品、衣料品、家具製品、寝具、電気製品、写真機械器具材料、石油製品、運動用具、玩具、化粧品、医療用具、医薬部外品及び医薬品の販売
2. 時計、眼鏡、貴金属、宝石の販売業
3. 全酒類、塩、米、煙草、喫煙具の販売業
4. 切手、葉書、収入印紙の販売業
5. 楽器及びレコード、ビデオテープ、コンパクトディスク、レーザーディスク、ディープイディー等情報記録媒体の販売業
6. 雑誌、書籍、新聞、美術品の販売業
7. 種子、球根、植物、動物、飼料、肥料の販売業
8. 自動車、自動二輪車、自転車の販売業
9. コンピューター、コンピューターソフトウェアの販売業
10. カタログ通信販売業
11. 宅配便、クリーニング及びチケット販売等の委託取次業
12. 景品引換券の販売業
13. 公共料金等の収納代行業及び集金代行業
14. プリペイドカードの発行及び取扱い
15. 広告代理業、一般旅行業、国内旅行業、旅行代理店業、印刷出版業及び駐車場の経営
16. 薬局及び飲食店の経営
17. 生命保険募集及び損害保険代理店業並びに損害保険会社に対する特定証券業務の委託の斡旋及び支援
18. 商品棚卸請負業
19. 貨物輸送事業
20. 不動産、動産、店舗設備及び什器備品の賃貸・売買及び修理に関する業
21. 不動産仲介業
22. 建築並びに土木の設計監理及び施工
23. 融資及び融資の斡旋に関する業並びにクレジットカード業
24. 銀行代理業及び証券仲介業
25. 情報処理サービス業、情報提供サービス業及び電気通信事業法に基づく電気通信事業
26. 当せん金付証券法に基づく当せん金付証券及びスポーツ振興投票券の売りさばき
27. フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営に関する技術援助・指導・研究・研修・広告宣伝並びに印刷物の発行
28. 各種情報流通システムのコンサルティング業
29. 現金自動預入支払機の導入、設置及びそれらに係る事務委任業務

30. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
31. 前1号から12号までの商品に関する問屋業、卸売業、賃貸業及び輸出入業
32. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府吹田市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行く。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、409,300,000株とする。

(単元株式数及び株券の発行)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

当社は、株式に係る株券を発行する。

当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券は発行しないことができる。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料等は、法令又は本定款に定めあるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会招集の時期及び開催場所)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

当社は、大阪府又は東京都区内で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(株主総会の招集及び議長)

第 13 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき招集し、あらかじめ取締役会が定める取締役が議長となる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。

前項の開示を行ったときは、法務省令に定めるところにより、当社が当該事項に係る情報を株主に対して提供したものとみなされる。

(株主総会の決議方法)

第 15 条 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第 2 項に定める当社の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 当社の株主がその議決権の行使を委任することができる代理人は、当社の議決権を有する他の 1 名の株主とする。ただし、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の数)

第 17 条 当社は取締役を置き、その員数は 11 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 当社の取締役は、株主総会の決議により選任し、その決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

当社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 当社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された当社の取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会招集の通知)

第 20 条 当社は取締役会を置き、その招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 21 条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

(取締役会規程)

第 23 条 当社の取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(社外取締役との責任限定契約)

第 24 条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 25 条 当社は監査役を置き、その員数は4名以内とする。

(監査役の選任)

第 26 条 当社の監査役は、株主総会の決議により選任し、その決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 27 条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された当社の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会招集の通知)

第 28 条 当社は監査役会を置き、その招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 29 条 当社の監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第 30 条 当社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会規程)

第 31 条 当社の監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(社外監査役との責任限定契約)

第 32 条 当社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第 1 項の損害賠償責任に関し、法令に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 執行役員

(執行役員)

第 33 条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、当社の業務執行を委ねることができる。

当社と執行役員の関係は、委任に関する規定によるものとする。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人)

第 34 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 35 条 当社の会計監査人は、株主総会の決議により選任し、その決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(会計監査人の任期)

第 36 条 当社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年の 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議により毎年 8 月 31 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払の義務を免れるものとする。

前項の未払配当金には利息を付けないものとする。

ご案内

1. 第31期利益配当金のお支払いについて

銀行預金口座又は郵便貯金口座への振込みをご指定されている株主さま
同封の「第31期利益配当金計算書」及び「配当金振込先のご案内について」をご高覧ください。
5月29日付をもってご指定の口座にお振込みの手続きをいたします。

郵便局でお受け取りの株主さま

郵便局での払い渡しの期間は、平成18年5月29日（月）から平成18年6月30日（金）までとなりますので、同封の「郵便振替支払通知書」に必要事項をご記入され、お届出印を押していただいたうえで、最寄りの郵便局でお受け取りください。

なお、配当金のお受け取りは、便利な「銀行預金口座又は郵便貯金口座への振込」をお勧めいたします。同封の「配当金振込指定書」に必要事項をご記入し、お届出印を押していただいたうえで、下記の株主名簿管理人事務取扱所までご送付ください。

株主名簿管理人事務取扱所

〒171 - 8508 東京都豊島区西池袋一丁目7番7号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120 - 707 - 696（フリーダイヤル）

2. 電子公告制度の導入について

当社は、本総会において定款を一部変更し、公告閲覧の利便性の向上及び公告費用の節減を図るため、電子公告制度を導入しましたので、今後の当社の公告は、以下のURLに掲載いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

電子公告アドレス <http://www.lawson.co.jp/koukoku/index/html>